

市内に事業所のある事業者の皆さん
市と一緒に人材確保に取り組みませんか？

平成30年度スタート
補助率9割の支援制度

人材アシストU-30

問い合わせ
企画課 移住定住推進室
☎55-2930
☎53-6669

制度創設の背景と目的

市内事業者
市内事業者の
7割が人材不足

富士市
若い世代が
8年連続で転出超過

若者
20代の2人に1人が
奨学金を返還

若者の親
親の6割が子に市内で
住み働くことを希望

これらの悩みを解決するため、事業者と市が協力し、奨学金を返還する従業員への負担を軽減することで、地元で就職し活躍する若者がふえることを目指します。

人材アシストU-30とは

就業規則などに定めた規定に基づき、従業員の奨学金の返還を支援する事業者に対し、支給した金額の9割（1人当たり上限年間10万円）を市が補助する制度です（1事業者当たり上限年間50万円）。

補助要件

事業者

次の①～④の全てを満たすこと

- ① 中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者、社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）、医療法人、特定非営利活動法人、幼稚園または認定こども園を設置する学校法人のいずれかに該当すること
- ② 就業規則などに、奨学金の返還支援制度を定め、実施していること
- ③ 市内に事業所があること
- ④ 市税を完納していること

その従業員

次の①～⑤の全てを満たすこと

- ① 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受給し、返還義務があること
- ② 富士市民であること
- ③ 正規雇用者のうち、期間の定めがなく雇用されていること
- ④ 30歳未満であること
- ⑤ 事業者が実施する奨学金の返還支援制度の対象者であること

市では、一緒に人材確保に取り組む事業者を募集しています。まずは制度をつくっていただくことが必要です。詳しくは、市ウェブサイトを
ごらんいただくか、企画課移住定住推進室へお問い合わせください。

「市ウェブサイトを」くらしと市政→産業・事業者→産業振興→企業支援情報ポータル→人材アシストU-30

制度を利用している企業に聞きました！

経営者



松本産業株式会社
代表取締役
松本 慶二さん

私たち中小企業にとって、新入社員の確保は重要です。新聞で奨学金の返還に苦労している若者がいるという記事を読み、会社として貢献したいと思い、奨学金返還支援手当を設けました。今後、人材確保に当たっての強みとなることを期待しています。

私は、従業員が自分の子どもを入社させたいと誇れるような会社にするという信念で日々取り組んでいます。これから就職する人には、大手だけではなく、福利厚生や研修制度が充実している魅力的な中小企業が市内に多くあることを知ってほしいです。

従業員



松本産業株式会社
営業部
影嶋 鼓宇さん

私は、神奈川県のある大学に進学し、奨学金を借りていました。奨学金を借りた人は卒業と同時に、借金を抱えて社会人生活がスタートします。そう考えたとき、県外で一人暮らしするよりも、実家から通った方が金銭的に有利になると思います。地元で就職活動をしました。

私は、会社がいち早く手当を導入してくれたことに感謝するとともに、会社のために貢献したいという強い気持ちを持っています。会社からの手当により、少し余裕ができた分は貯蓄していますが、将来は親孝行に活用したいと思います。